

年　　月　　日

厚生労働大臣 殿

## 異議申立書

行政不服審査法第6条の規定に基づき異議申立ていたします。

### 1. 異議申立人の氏名及び年齢又は名称並びに住所

氏名： ㊞ (　　歳)

住所：

### 2. 異議申立てに係る処分

年　　月　　日付厚生労働省発　　第　　号による  
行政文書　　決定処分。

### 3. 異議申立てに係る処分があったことを知った年月日

年　　月　　日

### 4. 異議申立ての趣旨及び理由

### 5. 処分庁の教示の有無及びその内容 ( 有 ・ 無 )

「この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、厚生労働大臣に対して異議申立てをすることができます。」との教示があった。